

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年5月25日 09時40分ごろ
発生場所	広島県広島市 ^{にの} 似島南東方沖 広島港 ^{やじた} 似島家下防波堤北灯台から真方位145° 1海里付近 (概位 北緯34° 18.0′ 東経132° 26.6′)
事故の概要	プレジャーボート ^{とまきあ} 斗姫愛丸は、後進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年9月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 斗姫愛丸、2.3トン HS3-23698（漁船登録番号）、個人所有 第270-24630号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	舵、プロペラ及びプロペラシャフトに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約3.4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船首を西に向けて釣りをしながら 漂泊中、船長が釣り場所の移動をしようとして後進をかけたところ、後進 直後に似島東岸から10～20mの沿岸部の浅所（以下「本件浅所」 という。）に乗り揚げた。 船長は、本船の喫水を把握していなかった。 船長は、過去に本件浅所付近で釣りを行った経験等はなく、陸岸から 離れているので付近に浅所はないものと思っていた。
分析	本船は、漂泊中、船長が、本件浅所付近で釣りをしている状況下、 陸岸から離れており、付近に浅所はないものと思い、本件浅所の存在 を知らずに後進したことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられ る。
原因	本事故は、本船が、漂泊中、船長が、本件浅所付近で釣りをしてい る状況下、陸岸から離れており、付近に浅所はないものと思い、本件 浅所の存在を知らずに後進したため、本件浅所に乗り揚げたものと考え られる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。 ・船長は、浅所の存在を把握していない沿岸部近くには近寄らない こと。